

令和8（2026）年度
徳島大学大学院医科栄養学研究科 ASEAN 諸国の未来を牽引する高度医療人育成プログラム募集要項
（国費外国人留学生用）

日本政府奨学金により、徳島大学大学院医科栄養学研究科 ASEAN 諸国の未来を牽引する高度医療人育成プログラムにおいて、健康生命科学に関する研究を行う外国人留学生を下記により募集する。

1. 専攻分野及び募集人員

- (1) 専攻分野：医科栄養学分野／医科栄養学研究科（博士後期課程）
- (2) 募集人員：若干名

2. 出願資格及び条件

入学を志願することができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 国籍：国費外国人留学生の募集対象国の者で新たに海外から留学する者、申請時に日本国籍を有しない者
- (2) 年齢：1991年4月2日以降に出生した者
- (3) 学歴：
 - 1) 修士の学位又は専門職学位を有する者及び2026年3月31日までに授与される見込みの者
 - 2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2026年3月31日までに授与される見込みの者
 - 3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2026年3月31日までに授与される見込みの者
 - 4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2026年3月31日までに授与される見込みの者
 - 5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - 6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - 7) 学校教育法施行規則第156条第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
 - 8) 本特別コース選考委員会において、個別の入学資格審査により、1)に規定する者と同等以上の学力があると認められた者
- (4) 成績：最終学歴（在学生は現在在籍する課程）の学業成績係数が2.30以上である者
- (5) 健康：心身共に健全なもの
- (6) 語学：英語能力を有する者として、以下のいずれかの条件を満たす者（英語能力証明書を添付）
 - ① 英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）B2以上の資格・検定試験のスコアを有している者。
 - ② 日本の大学院修士課程・博士課程（前期）または博士課程（後期）への入学資格を満たす教育課程を、英語を主要言語として修了した者。
 - ③ ①相当以上の英語能力を有していると徳島大学において判断できる者。
- (7) 渡日：2026年4月1日（水）～4月7日（火）までに必ず渡日可能な者（注）指定の期日までに渡

日できない者は採用を取り消す。

(注1) 現役軍人又は軍属の資格のまま入学することはできない。

(注2) 大学卒業見込み又は修士課程修了見込みで出願した者で、2026年3月31日までに卒業又は修了できない者は入学許可を取り消す。

3. 奨学金支給期間

医科栄養学研究科（博士後期課程） 最長3年

4. 奨学金・旅費・授業料

(1) 奨学金：月額 145,000円

(2) 旅費

① 渡日旅費：渡日する留学生は現住所の最寄りの国際空港から関西空港までの下級航空券を交付する。

② 帰国旅費：奨学金支給期間終了後、所定の期日までに帰国する者に対しては、本人の申請に基づき関西空港から当該留学生が帰国する最寄りの国際空港までの下級航空券を交付する。

(3) 授業料等：入学検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

(注) 渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、渡航に要する特別税等は自己負担とする。また、渡日及び帰国旅行の際の保険金は、自己負担とする。

5. 応募手続

応募者は、下記の書類を2025年10月21日（火）から2025年10月31日（金）までに受入れ予定指導教員を通じて徳島大学蔵本事務部医学部学務課第一教務係へ提出する。

(1) 入学願書（所属大学等の研究科長レベル以上の推薦状（徳島大学長宛のもの）を含む）

(2) 留学生申請書（別紙様式5）

(3) 専攻分野及び研究計画（両面印刷）（別紙様式6）

(4) 最終出身大学の卒業（見込み）証明書及び最終出身大学院の修了（見込み）証明書（又は学位記）

(5) 最終出身大学及び最終出身大学院の成績証明書

（学業成績のGPA、ABCのクラス分け、具体的な順位（何人中第何位）等が明確に判る資料を添付すること。）

(6) 修士論文又はそれに代わる研究業績。ただし、修士論文の不要な修士課程出身者はそれを申し出るとともに修士論文に代わるものを提出すること。又、医学科及び歯学科の卒業生は研究業績不要。

(7) 本国の戸籍謄本又は市民権等の証明書

(8) 写真データ（JPEG形式、最近6ヶ月以内に撮影したもの、上半身、正面、脱帽）

(9) 語学能力、専門能力を客観的に示す材料（例えば、TOEFL、TOEIC、日本語能力試験の成績表等）

(10) 本人の国籍身分を証明する書類（例えば、パスポートの写し等）

※日本語又は英語以外の言語で記載されている場合は、日本語の訳文を必ず添付してください。

※国費外国人留学生の推薦書類のうち、推薦調書（別紙様式1）、総合成績評価報告書（別紙様式3）は受入予定の研究科（受入予定教員等）が作成してください。

6. 選考及び入学許可通知

(1) 徳島大学は、応募書類により候補者を選考し、文部科学省に推薦する。

(2) 文部科学省は徳島大学から推薦された候補者を審査のうえ、国費外国人留学生としての採用を決定し、徳島大学に通知する。

(3) 入学許可は、文部科学省の通知に基づき、2026年2月中に本人に通知する。

7. 入学の時期： 2026年4月1日

8. ASEAN 諸国の未来を牽引する高度医療人育成プログラムの特色

- (1) 本プログラムは、急速に近代化と経済発展を続ける主に ASEAN 諸国から若い留学生を招き、本学の強みである保健学、薬学、口腔科学、栄養学等の研究領域を基盤とした学際的研究指導を行うことで、これらの国々が直面しているライフスタイルの急激な欧米化や医療の高度化に伴う諸問題の解決に対して、国際的な立場でリーダーシップを発揮することができる教育・研究者を養成することを目的として、医学、栄養学、保健学、歯学、薬学に関する講義を総合的に包括して英語で行う。
- (2) 本プログラムは、外国人留学生と日本人学生に対して英語で講義、実習、セミナー等を行うことにより、WHO、JICA 等の国際的な場で活躍できる人材を養成できるとともに、英語で討論する力を養うこともできる。
- (3) 留学中の研究成果を学位論文としてまとめ、医科栄養学研究科、保健科学研究科、口腔科学研究科及び薬学研究科に提出し、それぞれの研究科での学位審査に合格すると博士（栄養学、保健学、口腔保健学、学術、薬科学）の学位が授与される。

9. 注意事項

- (1) 留学生は次の場合、奨学金の支給が止められる。
 - ① 提出書類の記載に虚偽が発見されたとき。
 - ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
 - ③ 大学において、懲戒処分を受け、若しくは成業の見込みがないと判断されたとき。
 - ④ 在留資格「留学」が他の在留資格に変更になったとき。
 - ⑤ 日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府含む）から奨学金等を受給したとき。
 - ⑥ 1年毎の各時点における学位成績係数が 2.30 又は大学が定める成績基準を下回ったとき。
- (注) 留学生が休学又は長期欠席した場合は、その期間中奨学金は原則として支給しない。
- (2) 留学生は渡日に先立ち、日本の風土、習慣、気候及び大学の状況について、あらかじめ調査し準備しておくことが望ましい。又、教育研究については英語を主にして先行的に進めるが、日常生活では、すぐに日本語が必要な状況となるので、日本語についてある程度の知識を準備しておくことが望まれる。

このプログラムの募集に関する問い合わせは、下記宛に文書（ファクシミリ）又は電子メールで行うこと。

【医科栄養学研究科の問い合わせ先】

〒770-8503

住所 徳島県徳島市蔵本町3丁目18番地15

係名 徳島大学蔵本事務部医学部学務課第一教務係

TEL +81-88-633-9649

FAX +81-88-633-9431

E-mail : isygakumudgik@tokushima-u. ac. jp